

議案第十九号

杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例の一部を改正する条例  
杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例（平成十二年杉並区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三千万円」を「千万円」に改める。

第三条第三号中「第五十一条の二第五項」を「第五十一条の三第五項」に、「第六十一条の二第五項」を「第六十一条の三第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の額を減額する等の必要がある。

杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>(基金の額)</p> <p>第二条 基金の額は、<u>千万円</u>とする。</p> <p>(借受けの資格)</p> <p>第三条 資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 自己が受けた介護サービスに要した費用について、法第四十条各号又は第五十条各号に定める保険給付(第四十一条第七項、第四十二条の二第七項、第四十条第五項、第四十八条第五項、第五十条の三第五項、第五十三条第五項、第五十四条の二第七項、第五十八条第五項</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第二条 基金の額は、<u>三千万円</u>とする。</p> <p>(借受けの資格)</p> <p>第三条 資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 自己が受けた介護サービスに要した費用について、法第四十条各号又は第五十条各号に定める保険給付(第四十一条第七項、第四十二条の二第七項、第四十条第五項、第四十八条第五項、第五十条の二第五項、第五十三条第五項、第五十四条の二第七項、第五十八条第五項</p>

及び第六十一条の三第五項の規定により支給があつたものとみなされる場合その他規則で定める場合を除く。）を受ける見込みがあること。

四  
略

及び第六十一条の二第五項の規定により支給があつたものとみなされる場合その他規則で定める場合を除く。）を受ける見込みがあること。

四  
略